

国税庁における 新型コロナウイルス感染症の感染防止策について

国税局（所）・税務署では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、職員一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いを徹底し、業務運営に当たっても「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」に基づく各種の感染防止策を徹底しております。

窓口業務における感染防止策

- ◆ 人との間隔を1～2m空け、会話の際、可能な限り真正面を避ける
- ◆ 執務中のマスクの着用の徹底
- ◆ 手洗い（手指消毒）の徹底
- ◆ 毎朝の体温測定、咳・発熱等の有無の確認
※ 発熱等の風邪症状のある者は、事務に従事しない
- ◆ 総合窓口周辺の窓や扉を開け、定期的に換気
- ◆ 日々の窓口カウンター、面接ブースの消毒

調査・徴収事務における感染防止策

- ◆ 調査・徴収事務担当者は、納税者宅等へ出張する前に、以下の感染防止策を行い、管理者の確認を受けています
 - ・ 検温の実施
 - ・ 手洗い（手指消毒）の実施
 - ・ 咳・発熱等の有無の再確認
- ◆ 出張先では、納税者等の協力を得た上で、以下の感染防止策を行います
 - ・ マスクの着用の徹底（納税者等にも協力を依頼）
 - ・ 応対時には、一定程度の距離を保ち、会話の際、可能な限り真正面を避ける
 - ・ 窓や扉を開け、定期的に換気
 - ・ 職員の人数や滞在する時間を可能な限り最小限にする

国税局（所）・税務署では、咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方の税務署への来署をご遠慮いただいています。

また、税務署に来署される際は、このような感染拡大防止策をご理解の上、マスクの着用、手洗い（手指消毒液の利用）など、感染予防へのご協力をお願いします。

